

## 【処遇改善加算】

### 1.介護職員等特定処遇改善加算

当法人では令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

令和6年度6月1日より『処遇改善加算』の制度が一本化されました。（処遇改善加算、特定処遇加算、ベースアップ加算が統合）訪問介護は加算Ⅰ、地域密着型通所介護、通所介護は加算Ⅱの取得となりました。（更新：令和6年6月）

### 2.見える化について

処遇改善に関する具体的な取り組み内容を外部から見える形（見える化）で公表することとされています。

### 3.職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みを下記に提示します。

#### ① 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

#### ② 労働環境・処遇の改善

- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

#### ③ その他

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減